

既存の活動を活用した協議会の 活性化に向けた取組について

岡崎 真和

近畿地方整備局 用地部 用地企画課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

縮小傾向にある近畿地区用地対策連絡協議会活動の活性化に向け、既存の資料及び活動を活用し、取り組んだ事例を紹介する。

キーワード 協議会、組織の活性化、既存資料の活用、既存活動の活用

1. はじめに

公共事業においては、事業効果の早期発現が求められており、そのためには事業期間に占める割合が高い用地取得期間の短縮が不可欠であるが、一方では、地権者の権利意識の高揚や、補償案件の複雑化、多様化により、用地取得業務の重要性、困難性が増大している。これら複数の要因から、近畿地区の公共事業の起業者間の損失補償基準の運用の調整を担う、近畿地区用地対策連絡協議会(以下、近畿地区用対連という。)の役割が、以前にも増して重要となってきた。

しかしながら、2000年には47の公共事業の起業者が加入していた近畿地区用対連も、公共事業の減少等による組織の廃止等に伴い退会が相次ぎ、現在の会員数は41会員となっており、また、各会員とも人員や経費が年々削減される中、会員の職員や費用負担により活動を行っている近畿地区用対連においても、その活動は縮小傾向にある。

本件は、縮小傾向にある近畿地区用対連の活動を活性化させるべく、用地対策官等連絡会の協力を得ながら、既存の資料や取組を活用し、取り組んだ事例を紹介するものである。

(1) 近畿地区用対連とは

用地対策連絡(協議)会は、公共事業に必要な用地取得を行っている、国をはじめとする公共事業の起業者で組織された任意団体で、地域性を鑑み、地区や府県単位で組織されている。

近畿地区では、国・地方公共団体・独立行政法人・株式会社等の41の起業者により、近畿地区用対連が組織され、用地取得に関する損失補償基準の運用の調整、用地補償に関する調査、研究、広報や用地職員の育成のた

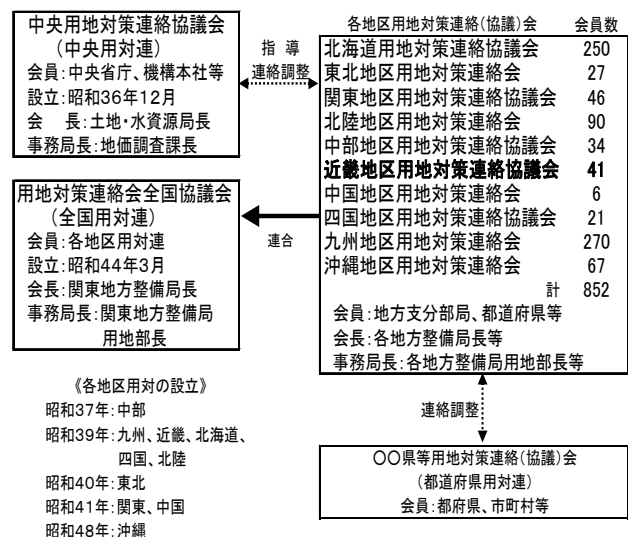


図-1 用地対策連絡協議会 概念図

めの研修等の共同活動を行っており、近畿地方整備局用地部用地企画課が事務局を担当し、その運営にあたっている。

また、各府県単位でも、府県を中心に府県用地対策連絡(協議)会を組織し、活動を行っている。<図-1>

(2) 用地対策官等連絡会とは

用地対策官等連絡会は、近畿地方整備局管内の用地対策官が相互の情報交換を通じ、用地事務に係る諸問題を検証し、対応策等の情報を発信することで、適正で効率的な用地事務の執行に資することを目的として設置され、損失補償制度に係る意見交換や用地事務に関する情報交換、用地事務に関する問題点の検討等を行っており、用地対策官の外に、用地部用地計画官及び用地担当副所長がオブザーバーとして参加している。

2. 活性化への課題の検討

近畿地区用対連活動が縮小傾向にある中で、このまま何ら対策を行わず、手をこまねいていれば、活動の縮小に歯止めがかからず、その役割を担うことが、ますます困難となることが明白であるため、活動を活性化させるべく、まずは活動縮小の主要因である、活動資金の減少や、会員用地職員の減少によるマンパワーの低下について、その課題と対策を検討した。

(1) 活動資金の確保

2008年までは、年度当初に会員から加入分担金を徴収し、活動経費にあてることで、用地補償に関する研究資料作成のための業務委託や、職員の能力向上のための研修会等を実施していた。しかし、使途が確定していない費用の徴収は、本来、望ましいものではなく、また、他団体で分担金の使い込み事件が発生したこと等から2009年に廃止された。これにより、活動資金の調達が困難となったことが、活動縮小の大きな要因であると考えられるが、廃止理由にもあるとおり、使途が明確でない費用の徴収は不適切な支出を招きかねず、加入分担金の廃止は半ば必然であり、検討の余地はない。

また、真に必要な経費であれば、会員に対し費用負担を求めることも考えられるが、会員が行っている公共事業は多岐にわたっており、必要とする補償項目も異なり、また、事業規模も異なることから、得られる成果に対し当面の必要性を有しない会員から、費用負担を断られることが容易に推測される。

検討の結果、活動資金の確保は、近畿地区用対連活動の活性化に直結する重要な要因ではあるが、加入分担金の復活は論外であり、また、必要経費の応分負担も現実的でなく、活動資金の確保は困難であると判断した。

(2) マンパワーの確保

a) 人員の確保

近畿地区用対連では、補償項目ごとに、損失補償に関する運用基準等の作成を行うことを目的とした分科会を設置し、分科会事務局をはじめ、構成会員から派遣された職員が、補償に関する調査、検討等を行っている。

<表-1>

表-1 近畿地区用対連 分科会一覧表

分 科 会 名	事 務 局	構成会員数
土 地 分 科 会	近畿地方整備局 用地部	35 会員
建物工作物補償分科会	大 阪 市	29 会員
立 竹 木 補 償 分 科 会	近 畿 農 政 局	18 会員
通常損失補償分科会	大 阪 府	27 会員
事業損失補償及び 特殊補償分科会	兵 庫 県	18 会員
公 共 補 償 分 科 会	京 都 府	18 会員
業務委託調整分科会	近畿地方整備局 用地部	17 会員

しかしながら、各会員の用地職員が年々減少し、本来業務における職員一人あたりの業務量が増大したことにより、用対連活動に割ける時間が減少していることから、分科会の開催頻度も減少傾向にあり、また、その活動内容も、本来の目的を果たしているとは言い難い状況にある。このことが、近畿地区用対連活動縮小の大きな要因となっており、人員の確保は、活動資金の確保以上に活動の活性化につながる重要な要因であるといえる。

しかしながら、ますますの人員削減が予想される中で、人員の確保についても困難であると判断せざるを得ない。

b) 用地職員の能力の向上

以前から、人員削減の影響、特に、退職や配置換えによりベテラン用地職員の減少が著しいことが、会員共通の課題としてあげられていたが、さらには、職員一人あたりの業務量の増大ともあいまって、会員の職場内研修がうまく機能せず、技術力の継承がうまく図られていないのではと推測された。

一つとして同じ案件がないともいえる補償事案に対応するためには、損失補償基準や土地収用法をはじめとする法令等に関する知識も、もちろん重要であるが、被補償者の生活再建を念頭におき、損失の捉え方や受忍の範囲、補償の相当性や必要性を適切に判断し、損失補償基準の適正かつ的確な運用を行う「技術力」こそが、なにより重要であるといえる。

本来であれば、ベテラン用地職員が個々に有する、様々な経験に裏付けられた高い技術力を、職場内研修等により組織に還元することで、組織の技術力の向上が図られているが、一部の会員において、技術力の継承がうまく機能していないことが、近畿地区用対連の活動の低下につながっているのではと考えた。

幸い、近畿地方整備局の用地部門（以下、整備局という。）では、早くから技術力の継承の重要性を認識していた諸先輩により、技術力の向上を目的とした職場内研修の拡充や、研修資料の作成が行われており、技術力の維持が図られている。

そこで、整備局が保有する技術力継承のノウハウを会員に情報提供することで、会員職員の能力向上が図られれば、ひいては用対連活動の活性化につながる事が期待できる。しかも、既存の資料や活動が活用でき、少ない費用と労力で実施が可能である。

3. 整備局の取組の検証

課題の検証の結果、取組可能と思われる整備局の技術力継承のノウハウの情報提供に関し、整備局が実際にしている取組について、会員への情報提供が可能であるか検証する。

(1) 用地事務職員研修

用地職員の資質の向上と、用地取得業務の円滑化を目的に、職員の経験に応じ、初級、中級、上級の3つのクラスに分け用地事務職員研修を実施しているが、近畿地区用対連でも同様の研修を実施しているため、検討から除外した。

(2) 用地セミナーの開催

職員だけでなく、退職者にも講師を依頼し実施している技術力の継承に重点を置いた講習会で、その取組の情報提供は可能である。

(3) 用地担当者会議の開催

管内を東、西、中央、南部の4つのブロックに分け、ブロック単位で用地担当者会議を開催し、事例紹介や意見交換等により技術力の継承を行っており、その取組の情報提供は可能である。

(4) 用地対策官等連絡会作成資料

用地対策官等連絡会が、自らの知識と経験を後進に伝え、技術力の向上を図る目的で、「土地分筆登記を自らやってみよう」、「用地事務Q&A・留意事項」の2つの研修資料を作成している。〈表-2〉

これらの資料は、整備局の内部資料として作成されたもので、資料の作成時点での法令及び内規等に基づき、かつ、実務に沿った作成がなされているため、一部に現在の法令等や各会員の運用とは異なる記載がみられるものの、整備局内のみならず、用地職員全般の育成に役立つ資料となっており、また、伏せるべき内容の記載もないため、情報提供は可能である。

(5) 研修講師派遣

技術力の継承には、なにより生きた教材による学習、すなわち、経験豊富なベテラン職員による研修が有効であると考えられる。

用地事務職員研修や用地セミナー等、内部向けの講習はもちろんのこと、他団体からの依頼を受け、職員を研修講師として派遣している実績も多数あり、また、「出前講座」制度により、外部研修会等への職員の派遣の手段が確立されていることから、職員を会員主催の研修会等に講師として派遣することは可能である。

(6) 検証のまとめ

整備局の取組を検証した結果、用地セミナーや用地担当者会議等の講習会方式による技術力継承のノウハウ、用地対策官等連絡会作成資料の情報提供及び職員を研修講師として派遣することについては実施可能であることが確認できた。

4. 会員へ情報提供の方法の検討

各会員の、技術力の継承の重要性に関する認識の程度には温度差があると思われ、一度に全てを情報提供しても、認識の度合いが低いと活用されないことが想定されるため、より高い効果の発現のために、段階的に情報提供を実施することとした。

(1) 第1段階－研修資料の提供

まずは、整備局が作成した研修資料を提供し、整備局が有する用地取得に関する技術力と、組織における技術力の継承の重要性を認識してもらう。

(2) 第2段階－研修講師の派遣

整備局のベテラン職員を研修講師として派遣することで、文書では伝えきれない生きた技術力を伝え、これによりベテラン職員の経験が、職員の能力向上に効果的であることを認識してもらう。

本取組は、研修資料提供後、速やかに実施することが可能である。

(3) 第3段階－ノウハウの提供

(1)、(2)により、職員の能力向上に一定の成果がえられ、技術力の継承の重要性について再認識された後、講習会方式をはじめとする、整備局が保有する技術力向上のためのノウハウを情報提供し、会員内での職員の能力向上につなげてもらう。

ただし、人材育成の効果の発現には相当時間を要することが想定されるため、本取組の実施のタイミングは慎重に見極める必要がある。

5. 資料提供及び研修の実施**(1) 用地対策官等連絡会の協力**

整備局が持つ技術力継承のノウハウの情報提供の方法について検討した結果、当面可能な取組は、研修資料の提供及び講師派遣であり、これらは、既存の資料や活動を利用するもので、経費や労力をかけることなく行える取組であることから、早速、実行に移すこととした。

表-2 用地対策官等連絡会作成資料

資 料 名	資 料 の 内 容
用 地 事 務 Q&A・留意事項	用地対策官等が経験によって得た知識を若手用地職員に伝えるべく作成された資料で、用地事務全般において、よくある質問と回答を「Q&A」として、また、用地事務執行上の留意点を「留意事項」として取りまとめている。
土地分筆登記を 自らやってみよう	測量作業計画や権利者の特定、境界紛争から土地分筆登記まで、土地分筆登記に関連する事務を各項目ごとに解説し、また、想定される問題に対する解決方法を取りまとめた資料で、一読することで、土地分筆登記事務を仮想体験できる構成となっている。

その際、誰を研修講師として派遣するかが問題となったが、提供する研修資料を作成した用地対策官は、様々な事業や立場で用地取得を行ってきたベテランの用地職員で、研修講師として、まさにうってつけの人材であり、また、提供した研修資料を補完する形で講義を行えば、受講生の理解もより深まると考え、用地対策官等連絡会に研修資料の情報提供及び研修講師派遣の打診を行ったところ、快く承諾いただいた。

そこで、各会員に対し研修資料の提供を行うと共に、近畿用対連の様々な活動の場で講師派遣の働きかけを積極的に行った。

(2) 研修資料の情報提供

研修資料の情報提供にあたり、本資料が技術力の継承に重点を置いたものであることと、要請があれば本資料を基にした研修に講師を派遣することを記載した紹介文を添付し、各会員に情報提供した。

その結果、資料の内容に関する問い合わせや、下部組織への配布の承諾を求める問い合わせが複数あり、提供資料に対する高い関心がうかがえた。

(3) 研修の実施

積極的な講師派遣の働きかけが功を奏したのか、年度途中からの取組にもかかわらず、和歌山県用地対策連絡協議会及び滋賀県用地対策連絡協議会の2団体から講師派遣依頼があり、各用地対策連絡協議会主催の研修会に、用地対策官を派遣した。＜表-3＞

研修会には、計133名の参加があり、用地対策官が実際に経験した、具体の事例等を交えた講義を熱心に聞き入り、講義が終了した後も質問が相次ぐなど、好評を博した。＜図-2＞

表-3 研修の概要

	和歌山県用対連	滋賀県用対連
開催日	平成23年11月17日	平成23年11月24日
場 所	和歌山県自治会館 (和歌山県和歌山市)	滋賀県建設技術センター (滋賀県草津市)
受講者数	78 名	55 名
講 師	和歌山河川国道事務所 用地対策官	滋賀国道事務所 用地対策官



図-2 研修の様子

表-4 アンケート結果

1. 設 問 の 回 答

設問	回答	とても良かった	良かった	普通	あまり良くなかった	良くなかった
研修全体について		14 %	39 %	36 %	8 %	3 %
研修の資料について		21 %	57 %	21 %	1 %	0 %
設問	回答	大いに役立つと思う	役立つと思う	どちらとも言えない	あまり役に立たないと思う	役に立たない
今回の研修は今後の役に立つと思いますか		18 %	63 %	14 %	5 %	0 %

2. 自由記入による主な意見

- ・今後も続けて欲しい。
- ・時間が短かった。
- ・内容や資料が良かった。
- ・ベテラン職員が退職等でおらず、とても参考になった。
- ・期待した内容と違い残念だった。
- ・実務的でとても参考になる。
- ・事例を交えた研修で参考になった。
- ・国交省の事業の進め方が分かり参考になった。

6. 取組結果の検証

研修終了時に実施したアンケートから、研修の結果を検証する。＜表-4＞

設問に対する回答では、研修及び研修資料について「良い」と答えた受講生は、それぞれ53%と78%であり、それに対し「良くない」と回答した受講生は、研修については11%、研修資料にいたっては、わずか1%であった。また、『今回の研修は今後の役に立つと思いますか』という設問に対し、「役立つ」と答えた受講生は81%であり、これらの結果から、今回の研修及び研修資料が、受講生にとって有意義で、かつ、能力の向上に効果があることが確認できた。

自由回答では、本研修の継続や時間の延長を望む回答が多くみられ、また、「ベテラン職員が退職等でおらず、とても参考になった」等、技術力の継承がうまく機能し

ていないのではという推測を、裏付ける記述もみられた。ほかにも、「実務的でとても参考になる」や、「事例を交えた研修で参考になった」という回答もあり、技術力の継承に重点を置いた研修が望まれているという、潜在的なニーズの顕在化が図られた。

なお、自由回答には「期待した内容と違い残念だった」という回答が複数みられ、一部の受講生にとって期待していた内容でなかったことが、本研修の評価を下げる要因となっていることが推測されるが、これは研修資料のうち、「土地分筆登記をやってみよう」が土地分筆登記業務に特化した資料を想像させるタイトルであるが、実際には、用地測量から土地分筆登記まで、土地分筆登記に関する事務全般を解説した資料であったことが原因であると考えられる。

以上、アンケート結果から、本取組が、会員から高い評価を得ており、また、会員用地職員の能力向上に一定の効果があることが確認できた。

料や新たなノウハウを他の会員に情報提供していくことも考えられ、そうなれば、さらなる技術力の向上につながり、近畿用対連活動の質の向上が期待できる。

7. 今後の課題と取組の発展

本取組が、本来の目的である、協議会の活性化にどの程度効果があるかは、今後の取組の成否にかかっており、その課題を検証する。

(1) 研修の拡充

より多くの会員に技術力の継承の重要性を認識してもらうことが最も重要で、研修講師の派遣の継続や拡大が鍵となる。今年度も新たに2会員から講師派遣の依頼があったが、会員数からすれば、依頼者数はわずかであり、当面は、講師派遣の働きかけを継続して行い、一件でも多くの実績を積み上げる必要がある。その後、研修で得られた成果により、本取組の効果をアピールすることで、研修講師の派遣が進むと思われる。

(2) ノウハウの情報提供

研修の拡充により、会員用地職員の能力向上が図られれば、次の段階である、整備局の有する技術力継承のノウハウの情報提供に進むことになるが、技術力の向上は一朝一夕でかなうものではなく、達成状況を慎重に見極め、実施する必要がある。

(3) 取組の発展

取組が進み、会員の職場内研修が充実すれば、その資

8. おわりに

縮小傾向にある近畿地区用対連活動に、一定の歯止めをかけたいとの思いから、検討、実施した取組であるが、取組としては、まだまだ初期段階であり、本来の目的である近畿地区用対連活動の活性化の効果の発現には、時間がかかると予想される。

しかしながら、検討、実施を進めていく中で、会員用地職員の能力向上に一定の効果もみられるなど、わずかではあるが手応えも感じられ、最盛期には及ぶべくはないものの、少なくとも現状よりは活動を活性化できるのではという期待を抱くまでになった。

今後は、一日も早く、また、より高い効果の発現を目指し、本取組の拡充や改善に取り組んでいきたい。

本取組は、内部資料の提供や講師派遣等、既存の資料や活動を活用することで、経費や労力をかけることなく、一定の効果が得られる手法であり、他の組織でも容易に実施が可能であると考えたため、紹介させていただいた。

謝辞：本取組にご協力いただいた方々、特に、資料提供及び研修講師を快諾いただいた用地対策官等連絡会の皆様の、本取組へのご理解とご協力に対し、深く感謝の意を表します。